

議 事 録

第 7 回

東村農業委員会総会

令和 2 年 7 月 2 7 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年7月27日(月) 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也	外 間 一 功
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸	

4. 欠席委員： 1名 ・ 6番 比嘉 昌太 委員
推進委員 奥本 弘幸 委員
5. 議事録署名委員：2番 渡邊 勉 7番 宮城 善則
6. 書記：農業委員会事務局 新城浩也
7. 議 案：議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第26号 農地利用集積計画書（案）に係る意見決定について
議案第27号 非農地証明願について
議案第28号 東農業振興地域整備計画の一部変更について
議案第29号 農業施策に関する建議要望について

議 長 それでは、ただいまより、令和2年第7回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者5名、欠席者1名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番渡邊委員と、7番宮城委員を指名致します。

また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第24号から議案第29号までの議案6件となっております。

(3条)

議 長 それでは、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号10について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良宇出那覇原地内農地の所有権移転設定に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号10について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第24号の整理番号10について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(4条一転①)

議 長 次に、議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の整理番号2について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字川田中上原地内において営農型太陽光発電設備の期間満了に係る一時転用の再許可申請となっております。提出

された営農計画どおり営農を行えば許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては許可相当という意見で提案します。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 25 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 2 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 25 号の整理番号 2 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第 26 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 11 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城美里原地内の農地に係る賃貸借権設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 26 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 11 について、討論を省略し審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 26 号の整理番号 11 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画②)

議 長 次に、議案第 26 号、農地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 12 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）
以上につきましては、字宇出那覇原地内の農地に係る賃貸借権設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断致しました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 26 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 12 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 26 号、整理番号 12 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(非農地)

議 長 次に、議案第 27 号、非農地証明願いについての整理番号 7 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）
以上につきましては、字慶佐次港原地内の申請地は、農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「原野」という判断で提案いたします。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 27 号、非農地証明願いについての整理番号 7 について、討論を省略し審議結果を「原野」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 27 号の整理番号 7 について、審議結果を「原野」とすることに決定されました。

(農振一部除外)

議長 次に、議案第 28 号、東農業振興地域整備計画の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上であります。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 28 号、東農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見について、討論を省略し審議結果を許可保留とすることにご異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 28 号東農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見について、審議結果を許可保留とすることに決定されました。

(建議要望)

議長 次に、議案第 29 号の農業施策に関する建議要望について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。農業施策に関する建議要望について、事前に各委員に依頼しました建議・要望について、お手元に配布してありますように取りまとめをいたしました。事務局といたしましてはこの内容をもって承認という意見決定で提案いたします。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 確認の為、暫時休憩いたします。

事務局 配布資料を読み上げて説明する。(内容省略)

議 長 再開いたします。休憩中に資料の確認を十分にされたと思いますので、質疑に移ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 29 号、農業施策に関する建議・要望について、討論を省略し承認と決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 29 号、農業施策に関する建議・要望について、審議結果を承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして 7 回東村農業委員会総会を閉会致します。